

2026年10月26日

グローバル・セレクト・トラスト アルベマール・ SHIPPING・トラスト

(Global Select Trust - Albemarle Shipping Trust)

ケイマン籍／オープン・エンド契約型外国投資信託／米ドル建て
クラスA受益証券

ファンドは特化型運用を行います

管理会社および 投資運用会社 (以下「管理会社」といいます。)	アルテミス・アドバイザー・パートナーズ・リミテッド 信託証書に従って、グローバル・セレクト・トラスト・アルベマール・SHIPPING・トラスト（以下「ファンド」といいます。）の資産の運用管理、受益証券の発行および買戻業務を行います。また、受託会社との間の管理運用契約に従って、ファンド資産の運用業務および日々の投資の管理業務を行います。 管理会社は、2022年7月5日にケイマン諸島において設立された有限責任会社です。ケイマン諸島の証券投資事業法（改正済）に基づきケイマン諸島金融庁（CIMA）に登録されており、CIMAによる規制および監督を受けています。 管理会社の資本金の額は、2026年9月9日現在、100米ドル（約16,002円）です。 2026年8月末現在、管理会社は、ケイマン諸島籍のミューチュアル・ファンド3本およびケイマン諸島籍のプライベート・ファンド1本の管理および運用を行っており、これらのファンドの純資産額の合計額は、約259百万米ドル（約414億円）です。 (注) 米ドル建て金額の円貨換算は、便宜上、2026年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.02円）によります。
受託会社	オジエ・グローバル・トラスティー（ケイマン）リミテッド ファンドの資産の受託業務を行います。
管理事務代行会社	メイプルズ・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド 純資産価額の計算、受益証券の買付・買戻注文の取扱い等の管理事務代行業務および登録・名義書換代行業務を行います。
代行協会員および 日本における販売会社	Teneo Partners株式会社 代行協会員業務および日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行います。 (注) 日本における販売会社のほかに、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぐ販売・買戻取次会社を指定することがあります。以下、日本における販売会社と併せて「販売取扱会社」といいます。

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売取扱会社にご請求いただければ販売取扱会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくようにしてください。
- この交付目論見書および請求目論見書は、代行協会員のホームページ（<https://www.fundplaza.jp>）においても提供されます。
- EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。

- この交付目論見書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行う受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月9日に関東財務局長に提出しており、同年10月25日にその届出の効力が生じています。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、その資産の大部分をアイルランド籍投資法人ケニューアICAVのサブ・ファンドであるアルベマール・ SHIPPING・ファンド（以下「ポートフォリオ・ファンド」といいます。）に投資することにより、絶対収益の獲得を目指します。

ファンドの特色

- ① 「ファンド・オブ・ファンズ」方式で運用を行います。
- ② ファンドは、ポートフォリオ・ファンドに投資する目的で設定されており、よってポートフォリオ・ファンドを唯一の投資対象とします。
- ③ ポートフォリオ・ファンドの概要は以下のとおりです。

ケニューア ICAV－アルベマール・ SHIPPING・ファンド (Kenure ICAV - Albemarle Shipping Fund) クラスA投資証券（米ドル建て）	
形 態	アイルランド籍アンブレラ型資本変動型投資法人
投 資 目 的	海運業界およびその関連業界に属する企業の株式および各種金融商品へ投資するアクティブ運用戦略を通じて、絶対収益を獲得することです。
投 資 戦 略	・ 世界各国の海運セクターおよび関連業界の企業の株式ならびに金融商品に投資します。海運関連株式を中心としたロング・ショート戦略を採用し、アクティブ運用を行います。運用成果は、特定の市場、業種または指数との連動を目指すものではありません。 ・ 主な投資対象は、株式、債券、優先証券（ハイブリッド証券）、クレジット関連証券等の譲渡可能証券です。このほか、取引所取引商品デリバティブ（原油、石油製品、鉄鉱石等）、取引所取引株式デリバティブ、店頭・取引所取引商品先物、スワップ、先物運賃契約（FFA）、取引所取引クレジット関連商品、通貨、現金および現金同等物等です。 ・ オルタナティブ・クレジット、スペシャル・シチュエーション取引、資産担保証券（ローンおよび住宅ローンを含みます。）等の非上場資産への投資は、投資時点において純資産の20%を上限とします。 ・ レバレッジを利用したロング・ショートの投資機会を得るために、トータル・リターン・スワップ、オプション、先物、クレジット・デフォルト・スワップその他のデリバティブ（取引所取引および店頭取引）を利用する場合があります。レバレッジの上限は、グロス方式で純資産の400%、コミットメント方式で純資産の300%です。ただし、これらの上限は変更される場合があります。 ・ ETF、マネー・マーケット・ファンドおよびクローズドエンド型ファンド等の他の投資信託／投資法人に投資する場合があります。他の投資信託／投資法人への投資比率は、原則として純資産の50%以内としますが、適用される法令等の範囲内でこれを超える場合があります。なお、当該投資信託／投資法人自体がその純資産の50%を超えてさらに他の投資信託／投資法人へ投資する場合は、ポートフォリオ・ファンドの純資産の50%を超えて当該投資信託／投資法人に投資しません。
投 資 制 限	3 ページを参照
主 な 関 係 法 人	・ 管理会社：Carne Global Fund Managers (Ireland) Limited ・ 投資運用会社：Finex LLP

ファンドの目的・特色

ポートフォリオ・ファンドの投資運用会社について

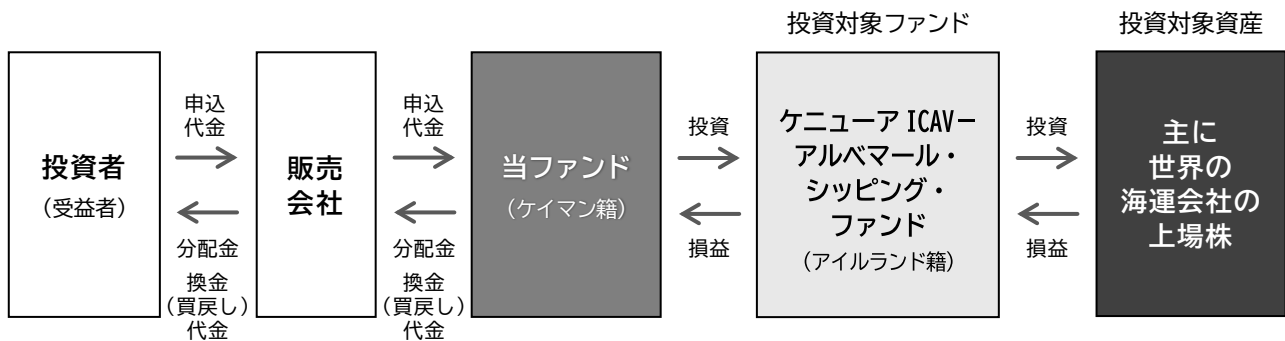
ポートフォリオ・ファンドは、Finex LLPによって運用されます。Finex LLPは、英国で設立された有限責任パートナーシップであり、登録上の所在地は70 Gracechurch Street, London, England, EC3V 0HRです。Finex LLPは、英国金融行為規制機構（FCA）、米国証券取引委員会（SEC）および米国商品先物取引委員会（CFTC）の規制を受けています。また、アイルランド中央銀行からアイルランド籍投資ファンドの運用業務を行うことについて承認を受けています。ポートフォリオ・ファンドのリード・ポートフォリオ・マネジャーは、海運セクターへの投資経験を豊富に有するWill Homan-Russell氏です。Homan-Russell氏がすべての投資決定を行い、James Whitehorn氏がHoman-Russell氏を補佐します。

※ 証券市場および経済全般の状況および動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ ファンドおよびポートフォリオ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また投資者の元本は保証されておりません。

ファンドの仕組み

ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」方式で運用を行います。



ファンドの目的・特色

主な投資制限

- (a) 空売りの結果、ファンドの勘定で空売りされた証券の時価総額が当該空売りの直後にファンドの純資産価額を超えることになる場合には、空売りを行いません。
- (b) 借入れの結果、借入れの未返済総額がファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合には、借入れを行うことはできません。ただし、他のファンドとの合併等の特別な状況においては、かかる制限を一時的に超えることができます。
- (c) 取得の結果、管理会社が運用を行う投資信託（ファンドを含む。）の全体において保有する一発行会社（投資法人を除く。）の議決権付株式の総数が、当該発行会社のすべての発行済議決権付株式の総数の50%を超える場合には、当該発行会社の株式を取得することはできません。
- (d) 価格の透明性を確保するための措置が講じられている場合を除き、私募証券、非上場証券その他の流動性に欠ける資産について、取得の結果、かかる資産の総額がファンドの純資産総額の15%を超えることになる場合には、かかる資産を取得しません（上記の割合は、取得時の価格または現在の市場価格のいずれかに基づいて算出することができます。）。
- (e) 投資対象の購入、投資の実行または追加の結果、ファンドの資産価額の50%超が、日本の金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当しない資産で構成される場合、かかる投資対象の購入、投資の実行または追加を行うことはできません。
- (f) 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適正な運用に反する取引（管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません。）を行うことはできません。
- (g) 金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引および類似取引（新株予約権証券、権利証券またはオプションを表示する証券もしくは証書、選択権付債券売買および商品投資等取引を含みます。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価額の80%を超えないものとします。上記の目的において、「内部管理モデル方式（VaR方式）」および「自己資本比率規制」の意味は、日本の金融庁の規則で定められる意味に従うものとします。

上記の制限は、ファンドに適用されるものであり、ポートフォリオ・ファンドには適用されません。

本書の日付現在、ポートフォリオ・ファンドについては、ポートフォリオ・ファンドの英文目論見書に記載されている以下の投資制限が適用されます。

- ・ ポートフォリオ・ファンドは、発行体の経営に対して重要な影響力を行使することを可能とする議決権付株式を取得することはできません。
- ・ ポートフォリオ・ファンドは、いずれか一つの規制対象外ファンドに、その純資産価額の50%を超えて投資することが制限されています。
- ・ ポートフォリオ・ファンドが、ポートフォリオ・ファンド運用会社またはその関係法人が運用する集団投資スキームに投資する場合、購入時手数料または買戻手数料は免除されます。
- ・ ポートフォリオ・ファンドは、債務証券の発行を通じて一般公衆から資本を調達することはできません。
- ・ 投資制限は、ポートフォリオ・ファンドによる取得の時点で適用されます。

ファンドは、日本証券業協会のガイドラインに基づく「特化型運用ファンド」に該当します。特化型運用ファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在する、または存在することとなる可能性が高い投資信託をいいます。支配的な銘柄とは、一の発行体が発行する証券がファンドの投資資産の10%を超える場合に、当該銘柄は支配的とみなされます。ファンドは、主としてポートフォリオ・ファンドが発行する投資証券への投資を行うことを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が非常に高いです。その結果、ポートフォリオ・ファンドまたはその関連会社のいずれかの債務不履行、経営・財務の悪化が生じた場合には、ファンドに大きな損失が発生することがあります。

ファンドの目的・特色

分配方針

ファンドの投資から生じる収益または利益については分配を行わない方針です。ただし、受託会社が管理会社と協議の上、必要と判断した場合には、将来分配を行うことがあります。

運用体制

◆ 管理会社の運用体制

組 織

管理会社は、2022年7月5日にケイマン諸島で設立された免除会社であり、ケイマン諸島の証券投資事業法に基づく「登録者」としてCIMAに登録されているほか、米国証券取引委員会（以下「米国SEC」といいます。）に免除レポート・アドバイザーとして届出を行っています。管理会社の取締役会は、Alastair Loxton（最高投資責任者兼唯一の株主）、Alan de SaramおよびLauren Christieで構成されています。管理会社の業務は取締役会によって運営されており、独立した執行委員会は設置されていません。コンプライアンス、マネー・ロンダリング防止、情報技術その他これらに類する支援機能は、第三者のサービス提供者に外部委託しており、ケイマン諸島において業務上の支援を受けています。

内部規制

管理会社は、CIMAおよび米国SECが要求するところに従い、コンプライアンス・マニュアル、マネー・ロンダリング防止方針、利益相反方針および外部委託方針を含む、取締役会の承認を受けた一連の詳細な書面による方針および手続を整備しています。

内部統制

マネー・ロンダリング防止コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング・レポート・オフィサーおよび副マネー・ロンダリング・レポート・オフィサーを選任し、CIMAに届け出ています。また、マネー・ロンダリング防止担当者は、毎年少なくとも1回、取締役会に出席しています。投資者、取引先および委任先については、LexisNexisを利用してスクリーニングを行っています。内部コンプライアンス・レビューは、最高投資責任者から独立して実施しており、マネー・ロンダリング防止体制については、専門のコンプライアンス会社による外部の独立した監査を実施しています。また、管理会社の財務諸表については、ビーディーオー ケイマン リミテッド（BDO Cayman Limited）による年次監査を受けています。

意思決定および監督

取締役会は、管理会社に関するすべての事項について、会議における過半数による決議または全取締役による書面決議により決定します。各取締役は、各会議の開始時に、新たに生じた利益相反について確認し、その申告内容は議事録において管理会社の利益相反登録簿に記録されます。取引について利害関係を有する取締役は、当該利害関係が事前に開示されている場合に限り、当該取引について議決権を行使することができます。

投資リスク

ファンドの主なリスク要因は、次のとおりです。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

- ・ ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられた有価証券等の値動きにより変動します。
- ・ さらに受益証券は、1口当たり純資産価格が米ドル建てで算出されるため、円貨でお受取りの場合には、為替相場の影響も受け、米ドル建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算ベースでは損失を被ることがあります。
- ・ したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・ ファンドの運用による損益および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なります。

リスク要因

◆ 投資戦略に付随するリスク

海運セクターへの集中投資リスク

ポートフォリオ・ファンドは、主として海運セクターおよび関連業界に投資を行うため、特定の業種に投資先が集中するリスクがあります。そのため、海運業界特有のリスクや景気循環の影響を大きく受けます。具体的には、海運運賃や船舶価格の変動、世界的な貿易動向や海上輸送需要の変化、燃料価格の変動、環境規制を含む法規制の変更、国際航路に影響を与える地政学的リスク、ならびに船腹量の過不足等の影響を受ける可能性があります。海運業界は一般的に価格変動が大きく、海運市況の悪化が長期間続いた場合には、ポートフォリオ・ファンドの価値が下落し、ファンドの運用成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

単一の投資対象であるポートフォリオ・ファンドへの投資に関するリスク

- ・ ファンドは、その資産のほとんどをポートフォリオ・ファンドに投資するため、ファンドの運用成果はポートフォリオ・ファンドの運用成果に大きく依存します。
- ・ ポートフォリオ・ファンドは第三者の運用会社により運用されており、ファンドの管理会社および受託会社は、その運用方針や投資判断に関与することはできません。ファンドは、ポートフォリオ・ファンドおよびその投資先企業に対して限定的な権利しか有しておらず、実質的に受動的な投資者としての立場にあります。
- ・ ポートフォリオ・ファンドが投資する債券、株式その他の有価証券の価値は大きく変動する可能性があり、期待した運用成果が得られない場合があります。さらに、インフレ、景気後退、金利変動その他の市場環境の変化により、ポートフォリオ・ファンドおよびファンドの運用成果が悪影響を受ける可能性があります。
- ・ 受益者が入手できるポートフォリオ・ファンドの投資内容や運用状況に関する情報は限定されます。

報酬・費用が二重に課されるリスク

ファンドはポートフォリオ・ファンドを通じて投資を行うため、ファンドおよびポートフォリオ・ファンドの双方において管理報酬や成功報酬等が発生し、投資者は実質的に複数段階で費用を負担します。また、外部の運用会社等が起用された場合には、その報酬および関連費用もファンドの資産から支払われるため、費用負担が増加する可能性があります。

レバレッジ利用に関するリスク

ポートフォリオ・ファンドは、デリバティブや借入れ等を活用してレバレッジを利用するため、純資産額を大きく上回る投資を行う場合があります。レバレッジは収益機会を拡大する一方で、損失も拡大させる可能性があり、市場環境の悪化時には追加担保の差入れや保有資産の売却を余儀なくされる場合があります。また、資産価値が急激に下落した場合には、損失が大幅に拡大し、ファンドの投資成果に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

投資リスク

デリバティブ取引に関するリスク

ポートフォリオ・ファンドは、スワップ、オプション、先物取引、クレジット・デフォルト・スワップその他のデリバティブを利用する場合があります。デリバティブ取引は、価格変動が大きく、レバレッジ効果により投資元本を上回る損失が発生する可能性があります。また、市場環境によっては適正な価格評価や売却が困難となるほか、取引相手方の債務不履行リスクや、対象資産との価格連動性が十分に確保されないリスクがあります。さらに、デリバティブに関する法規制の変更により、取引コストの上昇や投資機会の制限が生じ、運用成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

換金（買戻し）に関するリスク

ファンドの換金資金は主としてポートフォリオ・ファンドからの換金代金に依存するため、受益者の換金請求に対する支払いが遅延する可能性があります。ポートフォリオ・ファンドでは換金可能日や事前通知期間が定められているほか、大量の換金請求があった場合には換金額の制限や換金の延期が行われることがあります。また、一定の状況下では換金が停止される場合もあります。その結果、受益者は希望する時期に換金できない場合や、換金代金の受領が大幅に遅れる場合があります。

為替変動リスク

ファンドは主として米ドル建てのポートフォリオ・ファンドに投資しており、ポートフォリオ・ファンドの投資対象には米ドル以外の通貨建て資産が含まれる場合があります。そのため、為替相場の変動によりポートフォリオ・ファンドの資産価値や純資産価額が影響を受ける可能性があります。また、ポートフォリオ・ファンドでは為替ヘッジが行われていないため、為替変動による影響が軽減される保証はありません。為替変動によりポートフォリオ・ファンドの価値が下落した場合、その影響はファンドの価値および受益者の投資成果にも間接的に及ぶ可能性があります。

◆ その他一般的リスク

投資全般に関するリスク

すべての投資には元本を失うリスクが付随します。ポートフォリオ・ファンドに関して取得および取引される投資の性質、ならびにポートフォリオ・ファンドの運用会社が採用する投資手法および戦略によってはこのリスクが増大する可能性があります。様々な政府機関による措置を含む多くの予測不可能な出来事、ならびに国内外の政治的事由により、急激な市場変動が発生することがあります。金利、インフレ率、業界の状況、競争、技術の進展、政治上の出来事や動向、税制の変更、為替レート、規制方針、雇用状況、消費者需要およびその他多くの要因を含むマクロ経済環境の変化が、ポートフォリオ・ファンドの投資パフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社、ポートフォリオ・ファンドの運用会社およびファンドのその他サービス提供会社のいずれも、これらの条件をコントロールすることは不可能です。

また証券投資には、一般的に以下のリスクが伴います。以下のリスクは複合的に作用することがあります。

価格変動リスク

証券の市場価格は、流通市場における需給関係や発行体の情報、金利動向や経済情勢等を反映し、変動します。したがって、売却時の市場価格によっては売却益が出る場合も売却損が出る場合もあります。

信用リスク

発行体企業の経営・財務状況の悪化や発行体企業に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落する可能性があります（価格がゼロになることもあります）。

流動性リスク

証券は、流通市場における売却が可能です。商品性または市場環境の変化等により流動性（換金性）が低くなることも考えられます。この場合、換金したいときに換金できない、または予想外に低い価格でしか換金できないといった可能性もあります。

投資リスク

為替リスク

証券を外貨建てで取引した場合には、為替レートの変動により円換算したときの市場価格・償還価格が変動します。外貨建て証券の購入時と比較して、売却時に円高になっている場合は為替損が発生し、円安になっている場合は為替益が発生します。

カントリーリスク

証券は、さまざまな国の発行体によって発行されます。したがって、その国の政治・経済・社会情勢の変動に大きな影響を受けます。

※ 受益証券への投資に伴うリスク要因は、上記に掲げられたリスク要因に限られません。
詳細は、請求目論見書をご確認ください。

その他の留意点

低流動性資産への投資

ファンドは、低流動性資産への投資に関して以下の措置を講じております。

① 投資する低流動性資産の価格の透明性を確保するための手段

投資先であるポートフォリオ・ファンドの財務諸表は外部監査を受けることにより価格の透明性の確保がなされます。

② 流動性の確保が担保できる措置

ファンドは、買戻請求への対応のために、純資産価額の10%を超えない範囲で借入れを行うことができます。

③ 受益者の平等性に配慮するための措置

ファンドには、以下の買戻ゲートが設けられています。ある買戻日において受領された買戻請求を全て実行した場合、その合計額が本ファンド純資産価額の25%以上（以下「買戻閾値」という。）となる受益証券の買戻合計金額となる場合、受託会社は、当該買戻請求を、該当する買戻日に、受益証券の買戻しを求めるすべての受益者間で按分比例により減額し、合計で買戻閾値までの買戻しのみを実行することができます。

また、ファンドの買戻日の頻度は毎月であるところ、純資産価額の評価の頻度（毎月）を超えません。

その他

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資リスク

リスクに対する管理体制

仕組み

ファンドは、その資産の大部分をポートフォリオ・ファンドに投資します。管理会社は、原投資対象を選定または取引するものではないため、そのリスク管理は、ポートフォリオ・ファンドのモニタリングおよびファンド・レベルで適用される投資制限のモニタリングを中心としています。

選定およびモニタリング

投資に先立ち、管理会社は、ポートフォリオ・ファンドの英文目論見書、投資制限、レバレッジの上限、買戻条件、サービス提供者および監査済み財務諸表、ならびにポートフォリオ・ファンド運用会社の規制上の適格性を確認しました。取締役会は、当該ポートフォリオ・ファンド運用会社の選任を承認しました。管理会社は、純資産価額および運用成果に関する報告、定められた投資目的および投資制限の遵守状況、レバレッジ、監査済み財務諸表、ならびに条件、手数料、買戻しに関する取決めまたはサービス提供者に変更がないかについて、モニタリングを行います。

投資制限、集中投資および流動性

管理会社は、ファンドの投資制限の遵守状況をモニタリングしており、これには、借入額を純資産価額の10%以下とすること、および日本の金融庁が定めるVaR方式に基づきデリバティブ・リスクを純資産価額の80%以下とすることが含まれます。また、日本証券業協会のガイドラインに基づく「特化型運用ファンド」として、ポートフォリオ・ファンドおよびポートフォリオ・ファンド運用会社の財務状況、ならびにファンドとポートフォリオ・ファンドとの買戻条件の相違についてもモニタリングしており、これには、通知期間、ゲートおよび買戻しの停止権限が含まれます。

評価およびエスカレーション

管理事務代行会社は、各評価時点において純資産価額を算定し、ポートフォリオ・ファンドについては、その管理事務代行会社から提供された価格に基づいて評価を行います。管理会社は、その算定結果を確認します。投資制限への違反、評価上の問題およびポートフォリオ・ファンドにおける重要な変更については、取締役会にエスカレーションされます。

投資リスク

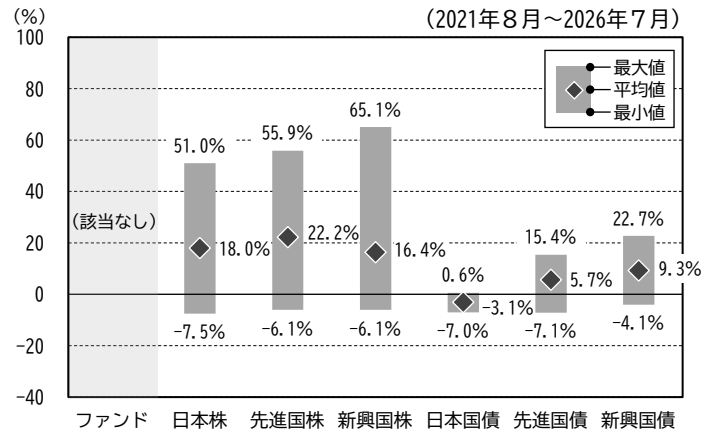
参考情報

下記のグラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)・年間騰落率の推移

ファンドは、運用を開始していないため、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



出所：管理会社および指数提供会社のデータに基づいて小野・谷田部 グローバル法律事務所が作成したものです。

※ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における1口当たり純資産価格（分配金（課税前）再投資ベース）を対比して算出しますが、ファンドは、運用を開始していないため、年間騰落率は算出されません。

※上記のグラフは、上記の5年間の各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出し、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。上記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成するものですが、ファンドは、運用を開始していないため、年間騰落率は算出されません。

※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

＜ 代表的な資産クラスの指数およびその著作権等について ＞

資産クラス	指数名	指数の概要
日本株	Morningstar日本株式指数	Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株	Morningstar先進国株式指数 (除く日本)	Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株	Morningstar新興国株式指数	Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債	Morningstar日本国債指数	Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債	Morningstarグローバル国債指数 (除く日本)	Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債	Morningstar新興国ソブリン債指数	Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

＜ 重要事項 ＞

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社（これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」と言います）の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、管理会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが管理会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、管理会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの純資産価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの買戻し時の純資産価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、管理会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

運用実績

ファンドは、運用を開始しておりませんので、該当事項はありません。なおファンドにベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 2026年10月26日（月）から2026年11月17日（火）まで 継続申込期間 2026年11月18日（水）から2027年12月28日（火）まで （注1）上記期間中の「申込日」に限り申込みの取扱いが行われます。「申込日」とは、原則として、各月の最初のファンド営業日をいいます。「ファンド営業日」とは、原則として、香港の銀行が通常営業を行う日（日本・香港の祝日、土日を除く。）をいい、シグナル8以上の台風警報やブラック暴雨警報等により銀行営業時間が短縮された日は原則として含みません。 （注2）受託会社は、管理会社と協議の上で申込みの受諾の停止を決定することができます。 （注3）申込期間は、継続申込期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。
購入（申込）締切時間	当初申込期間 2026年11月17日（火）午後3時（日本時間）まで 継続申込期間 該当する申込日の5 ファンド営業日前のファンド営業日から起算して日本における1 営業日前の午後3時（日本時間） （注）販売取扱会社は、購入（申込）締切時間として、上記より早い日時を定めることがあります。具体的な購入（申込）締切時間については、販売取扱会社にお問い合わせください。
購入（申込）価格	当初申込期間 受益証券1 口当たり100米ドル 継続申込期間 該当する申込日の直前の評価日の評価時点における受益証券の1 口当たり純資産価格 （注1）「評価日」とは、原則として、各月の最終のファンド営業日をいいます。 （注2）「評価時点」とは、原則として、各評価日において最後に営業を終了する関連市場の営業終了時点をいいます。
購入（申込）単位	当初申込期間 10万ユーロ相当の米ドル額となる口数以上1 口単位 継続申込期間 10万米ドルの口数以上1 口単位 （注）販売取扱会社は上記と異なる最低申込単位を定めることがあります。具体的な申込単位については、販売取扱会社にお問い合わせください。
購入（申込）代金	当初申込期間 投資者は、2026年11月17日（火）の午後3時（日本時間）までに、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払います。 継続申込期間 投資者は、各申込日の5 ファンド営業日前に当たるファンド営業日から起算して日本における1 営業日前の午後3時（日本時間）までに、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払います。 （注1）販売取扱会社は上記と異なる払込期日を定めることがあります。具体的な払込期日については、販売取扱会社にお問い合わせください。 （注2）購入代金は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款に従い、円または米ドルで支払うものとします。日本円の場合、米ドルとの換算レートは、販売取扱会社が申込代金を受領した日または日本におけるその翌営業日における東京外国為替市場の相場に基づいて、販売取扱会社が決定します。
換金（買戻し）単位	1 口以上1 口単位とします。
換金（買戻し）価格	該当する買戻日の直前の評価日の評価時点の受益証券1 口当たり純資産価格 （注）「買戻日」とは、原則として、各月の最初のファンド営業日をいいます。
換金（買戻し）代金	販売取扱会社は、通常、（i）ファンドがポートフォリオ・ファンドから該当する買戻代金を受領した日と（ii）管理事務代行会社が買戻請求および必要なその他の情報・書類を受領した日のうちいずれか遅い方の日から15ファンド営業日以内に管理会社から買戻代金を受け取ります。販売取扱会社は、買戻代金の受領後可及的速やかに日本の受益者にお支払いいたします。 （注）買戻代金は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款に従い、円または米ドルで支払うものとします。日本円の場合、米ドルとの換算レートは、販売取扱会社が買戻代金を受領した日または日本におけるその翌営業日における東京外国為替市場の相場に基づいて、販売取扱会社が決定します。

手続・手数料等

換金（買戻し）の 請求締切時間	原則として、該当する買戻日の45暦日前の日（その日がファンド営業日でない場合は直前のファンド営業日）から起算して日本における1営業日前の午後3時（日本時間）
換金（買戻し）制限	ポートフォリオ・ファンドでは、大量の買戻請求があった場合、1回の買戻日に処理できる金額を純資産価額の25%までに制限し、超過分の買戻しを次回以降に繰り延べることがあります。そのため、ファンドがポートフォリオ・ファンドから予定どおり買戻代金を受領できない場合があります。これに対応するため、本ファンドにおいても、買戻請求額が純資産価額の25%を超える場合には、買戻しを按分して一部を次回以降に繰り延べることがあります。したがって、受益者は希望する時期に全額の買戻しを受けられず、買戻代金の受領が遅延する可能性があります。
購入・換金（買戻し） 申込受付の中止 および取消し	受託会社と管理会社は、(i) 受益証券の発行、(ii) 受益証券の買戻し、(iii) 受益証券1口当たり純資産価格の計算、(iv) 買戻代金の支払いの一時的停止もしくは延期を宣言することができます。受託会社と管理会社は、以下を含む、受託会社が適切と判断する状況において、かかる停止を宣言することができます。 (a) ファンドの資産の相当部分が取引される証券取引所またはこれに類する電子システムが、通常の休日以外の理由により閉鎖されている期間、または当該証券取引所もしくは電子システムにおける取引が制限もしくは停止されている期間 (b) ファンドまたはポートフォリオ・ファンドの資産の相当部分を処分することが合理的に実行可能ではない期間 (c) ファンドまたはポートフォリオ・ファンドの資産の重要な部分の価額を正確に算定することが合理的に実行可能ではない期間 (d) 買戻請求のいずれについても、該当するクラスの運用通貨によりファンドが適法に履行することができない期間 (e) ファンドの資産の重要な部分の価格、またはファンドの純資産価額（もしくはポートフォリオ・ファンドの資産もしくは純資産価額）を通常算定するために使用される通信手段またはシステムに障害が生じている期間 (f) 疫病、戦争行為、テロリズム、反乱、革命、社会的騒乱、暴動、ストライキその他の不可抗力に起因して、またはこれらにより、ファンドに関する管理会社または管理事務代行会社（またはポートフォリオ・ファンドのポートフォリオ・ファンド運用会社、管理事務代行会社、保管会社その他のサービス提供者）の業務が大幅に中断され、または停止している期間 (g) 受益証券の売却または買戻しによる代金をファンドの口座との間で送金することができない期間（または、株式の売却もしくは買戻しによる代金をポートフォリオ・ファンドの口座との間で送金することができない期間） (h) 買戻請求のいずれについても、該当するクラスの運用通貨により、ファンド（またはポートフォリオ・ファンドの場合には、買戻請求）に関して適法に履行することができない期間 (i) ポートフォリオ・ファンドの株式の発行もしくは買戻し、買戻代金の支払い、および／またはポートフォリオ・ファンドの純資産価額の算定が停止されている期間、または (j) ファンドを終了する旨の決議がなされた後 かかる停止は、受託会社または管理会社が、当該停止を終了する旨を宣言するまで継続するものとします。影響を受けるクラスの受益証券の保有者には、かかる停止の宣言後、実行可能な限り速やかに、当該停止について通知するものとします。また、かかる受益者には、当該停止期間が終了した際にも通知するものとします。 該当するクラスの受益証券の発行が停止されている期間中に到来する申込日について行われた受益証券の申込みは、当該停止が終了した後の最初の申込日に処理されるものとします。申込者は、停止期間中、受益証券の申込みを撤回することができます。ただし、撤回の書面による請求が、停止が終了する前に管理事務代行会社に実際に受領されていることを要します。 停止期間の開始前に受領された買戻請求は、当該停止が終了した後に到来する最も早い該当する買戻日に繰り越されるものとします。受益者は、受託会社の同意を得て、停止期間中に買戻請求を撤回することができます。ただし、撤回の書面による請求が、停止が終了する前に管理事務代行会社に実際に受領されていることを要します。

手続・手数料等

信 託 期 間	信託証書の日付（2026年9月8日）から149年経過した日に終了します。
繰 上 償 還	受託会社は、信託証書に定める一定の場合には、受益者に書面で通知することにより信託期間満了日前にファンドを終了することができます。また、ファンドは、受益者の特別決議によって、いつでも終了されます。 受託会社は、受益者が適格投資者でなくなった場合または受益者がいずれかの国の法令規則または規制要件に違反して受益証券を保有している場合等には、当該受益者の受益証券を償還することができます。
信託証書の変更	受託会社および管理会社は、一定の場合を除き、受益者の決議によって、信託証書の条項を変更することができます。 管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならず、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。
決 算 日	毎年6月30日 最初の決算日は、2027年6月30日となります。
収 益 分 配	原則として、分配は行われません。
信託金の限度額	ファンドにおける信託金の限度額に特に定めはありません。
運 用 報 告 書	管理会社は、決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律198号）に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出します。交付運用報告書は、販売取扱会社を通じて日本の知れている受益者に送付され、運用報告書（全体版）は、販売取扱会社のホームページに掲載されます。運用報告書（全体版）は、受益者の方からのご請求により送付されます。
課税上の取扱い	課税上は公募外国株式投資信託として取扱われます。
そ の 他	受益証券の申込みを行う日本の投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入（申込）手数料	申込金額の3.85%（税抜3.5%）を上限として販売取扱会社の裁量により決定される購入（申込）手数料が申込金額に加算されます。購入（申込）手数料は、販売取扱会社が取得します。詳細は、販売取扱会社にお問い合わせください。 （注）購入（申込）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価として支払われます。
換金（買戻し）手数料	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（管理報酬等）

純資産総額に対して年率1.65%（上限）を乗じた額およびその他の費用・手数料等がファンド資産より控除されます。

毎 日

手数料等	支 払 先	対価とする役務の内容	報 酬 率								
受託報酬	受託会社	ファンドの受託業務	年16,000米ドル（ただし、初年度のみ日割計算）								
管理報酬	管理会社	ファンドの運用・管理および 受益証券の発行・買戻し	年25,000米ドル（毎月12分の1を後払い）								
管理事務 代行報酬	管理事務 代行会社	ファンドの1口当たり純資 産価格の計算、ファンドの申 込み・買戻しの取扱い、登録・ 名義書換等の管理事務代行 業務	<table><tr><th>純 資 産 総 額</th><th>管 理 事 務 代 行 報 酬 （ 年 率 ）</th></tr><tr><td>5,000万米ドル未満</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>5,000万米ドル～1億米ドル</td><td>0.04%</td></tr><tr><td>1億米ドル超</td><td>0.03%</td></tr></table> （注）四半期毎に米ドルで後払い。最低報酬額があり、契約 開始後最初の12か月間について年額30,000米ドル、そ の後は年額36,000米ドル（以下「最低報酬額」）。 その他主な報酬・手数料： ・ファンドのために行う送金1件につき50米ドルの取 引手数料 ・年次財務書類および付随する報告書の作成サービ スの対価として、年最大6,000米ドル（「財務書類作成報 酬」） ・財務書類の監査に関する監査人との連絡調整サービ スの対価として、1,500米ドル ・マネー・ロンダリング防止および税務報告関連サー ビスの対価として、年5,000米ドル ・受託会社の会議に提出される報告書の作成サービ スの対価として、報告書一件につき1,000米ドル （注）最低報酬額、財務書類作成報酬およびその他一部の報酬 は、契約発効日から1年経過するごとに、それぞれ当該 時点の報酬額から自動的に5%増額されます。	純 資 産 総 額	管 理 事 務 代 行 報 酬 （ 年 率 ）	5,000万米ドル未満	0.05%	5,000万米ドル～1億米ドル	0.04%	1億米ドル超	0.03%
純 資 産 総 額	管 理 事 務 代 行 報 酬 （ 年 率 ）										
5,000万米ドル未満	0.05%										
5,000万米ドル～1億米ドル	0.04%										
1億米ドル超	0.03%										
販売報酬	販売会社	日本における受益証券の販 売（申込）および換金（買戻 し）の取次業務	純資産総額の年率1.4%（四半期毎に4分の1を後払い）								
代行協会員 報酬	代行協会員	目論見書の日本における販 売会社への送付、受益証券の 1口当たり純資産価格の公 表、決算報告書等の販売会社 への送付等の日本証券業協 会が関連規則に定める代行 業務	純資産総額の年率0.2%（四半期毎に4分の1を後払い）								

手続・手数料等

随 時	その他の費用・手数料	<u>ファンドの投資プログラムに関するすべての費用</u> 主に、売買委託手数料；証券の売買に関する費用（証券取引に課される発行税・譲渡税および決済手数料を含む）およびポートフォリオ・ファンドへの投資に関する費用；借入金（プライム・ブローカーおよび保管会社からの借入れを含む）に対する利息；投資運用サービスの提供に関連して管理会社が負担する費用（投資対象のモニタリングに関連する費用および（取引の成立の有無を問わず）デュー・デリジェンス実施費用（合理的な旅費および宿泊費を含みます。）；ファンドに関して任命された保管会社、エスクローエージェントおよびその他の投資関連サービス提供者の報酬・費用 <u>ファンドの運営に関連して発生する費用</u> 主に、サービス提供者、アドバイザーおよびコンサルタントの報酬・費用；補償費用ならびにファンド、受託会社、管理会社が業務遂行に関連して加入または維持する保険（補償責任保険や専門職業賠償責任保険を含む）の費用・保険料（日本での公募に伴う追加保険料を含む）；コンプライアンス対応（定期的な書類提出費用を含む）、法務、管理、会計、税務、監査、記録保存、コンサルティング、保管、ブローカーおよび価格算定サービスに係る費用；日本における受益証券の公募に関連するすべての費用；政府・政府機関に支払うすべての税金および法人手数料；投資者向けサービスに関する通信費（受益者集会に係るすべての費用ならびに財務書類その他の報告書、委任状、英文目論見書等の作成、印刷および配布に係るすべての費用を含む。）；訴訟その他の臨時費用；英文目論見書その他ファンドの設立関連書類の定期的な更新費用；トラストに関して発生する一般的な費用のうち、特定のサブ・ファンドに帰属しない費用について、ファンドが負担すべき按分額；仲介手数料、銀行手数料および通信費；運用管理契約に基づき管理会社がその職務遂行のために負担した、委託先・代理人の費用を含む承認済みの実費および費用；管理会社の解任の際の引継ぎ支援報酬およびファンドの清算手続に対する報酬（1万米ドルを上限とする。）ならびに合理的な実費。 ※ その他の費用・手数料は、実費として支払われます。 ※ その他の費用・手数料は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。

ファンドを通じて間接的に負担するポートフォリオ・ファンドの費用

上記のファンドの費用に加えて、ファンドは、ポートフォリオ・ファンドの投資者として、ポートフォリオ・ファンドの英文目論見書に記載される費用の比例按分割合を間接的に負担します。これらの間接的費用には、ポートフォリオ・ファンドの英文目論見書に記載される以下の報酬・費用があります。

管理報酬	ポートフォリオ・ファンドの純資産の年率0.05%（最低報酬額は月最大8,000ユーロ）	管理事務代行報酬	ポートフォリオ・ファンドの純資産の年率0.03%（純資産額に応じた最低報酬あり）
投資運用報酬	ポートフォリオ・ファンドの純資産の年率1.0%	保管報酬	ポートフォリオ・ファンドの純資産の年率0.03%（最低報酬額は月3,000ユーロ）
成功報酬	ハイウォーターマーク方式に基づき、1投資口当たりの純資産価格の値上がり額の20%	リサーチ費用	ポートフォリオ・ファンドが資金を拠出するリサーチ・ペイメント・アカウントから支払われます。
その他	ポートフォリオ・ファンドの運営に関する費用、税金、ポートフォリオ・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および銀行手数料等があります。		

投資者は、ファンドの費用に加え、投資先のポートフォリオ・ファンドで発生する費用の按分額も間接的に負担するため、実質的に二重の費用負担が生じます。これは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用される投資信託に一般的な仕組みです。

※ 上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

手続・手数料等

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人のお客様に適用される源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および住民税	配当所得として課税されます。 分配金に対する源泉徴収税率は、20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%） （2048 年 1 月 1 日以後は 20.15%（所得税 15.15%、住民税 5%）となります。）
換金（買戻し）時 および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税されます。 換金（買戻し）時および償還時の差益（譲渡益）に対する源泉徴収税率は、20.315% （所得税 15.315%、住民税 5%） （2048 年 1 月 1 日以後は 20.15%（所得税 15.15%、住民税 5%）となります。）

- ・ 上記は、本書の日付現在のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 法人投資者の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

2026 年 10 月 26 日

目論見書補完書面（外国投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資に当ってのリスクやご留意点が記載されております。投資者の皆様がお取引される際には、あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名 グローバル・セレクト・トラスト ― アルペマール・ SHIPPING・トラスト （以下「当ファンド」といいます。） クラス A 受益証券（米ドル建）（以下「受益証券」といいます。）

（1）当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

Teneo Partners株式会社（以下「日本における販売会社」といいます。）、ならびに投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぐ販売・買戻取次会社（以下、日本における販売会社と併せて「販売取扱会社」といいます。）は、当ファンドの募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当ファンドに係る金融商品取引契約は、販売取扱会社と投資者の間で締結される（日本証券業協会の定める）外国証券取引口座約款（その内容についての別途の取り決めも含みます。）に従って、受益証券に投資する契約です。

（2）販売取扱会社が行う金融商品取引業の内容および方法

販売取扱会社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、販売取扱会社において当ファンドのお取引や保護預かりが行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預かり口座、振替決済口座または外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

(3) その他のご留意事項

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

法令・諸規則に違反するおそれがあると販売取扱会社が判断したときは、お取引をお断りすることがあります。

(4) 利益相反の可能性に関する事項

1. 当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、販売取扱会社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

- ・ 販売取扱会社は、当ファンドの受益証券を販売することにより、目論見書に記載の販売取扱会社が配分を受ける販売報酬を受領いたします。

2. 当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、金融商品仲介業者とお客様との利益が相反するおそれがあります。

- ・ 当ファンドの受益証券が金融商品仲介業者を通じた金融商品仲介により販売された場合、金融商品仲介業者は、当ファンドの受益証券の仲介業務の対価として、販売取扱会社が配分を受けた販売報酬および販売会社がお客様から受け取った販売手数料の中から、一部を受領します。

(5) 販売取扱会社の概要

日本における販売会社

商号	Teneo Partners 株式会社
登録番号	第一種および第二種金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2315 号
本店所在地	〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目3-2小松ビル 3 階
加入協会	日本証券業協会
指定紛争 解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC) 電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル) 当社との金融商品取引等に関する紛争解決のあっせんの申立て等には、 金融分野の裁判外紛争解決制度(金融 ADR 制度)に基づく当機関の利用 も可能です。特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関であ る特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターとの間で手 続実施基本契約を締結しております。
資本金	84.5 百万円(2026 年 8 月末現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 21 年 8 月 14 日
連絡先	上記本店(03-4550-2518)または当社担当者にご連絡ください。

販売・買戻取次会社

商号	松阪証券株式会社
登録番号	第一種金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第 19 号
本店所在地	〒515-0082 三重県松阪市魚町 1741 番地 12
加入協会	日本証券業協会
指定紛争 解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC) 電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル) 当社との金融商品取引等に関する紛争解決のあっせんの申立て等には、 金融分野の裁判外紛争解決制度(金融 ADR 制度)に基づく当機関の利用 も可能です。特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関であ る特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターとの間で手 続実施基本契約を締結しております。
資本金	100 百万円(2026 年 8 月末現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 19 年 8 月 30 日
連絡先	上記本店(0598-26-2111)または当社担当者にご連絡ください。

販売・買戻取次会社

商号 日産証券株式会社

登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 131 号
商品先物取引業者

本店所在地 〒104-0061 東京都中央区銀座 6-10-1 GINZA SIX

加入協会 日本証券業協会、(一社)金融先物取引業協会

指定紛争 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)
解決機関 電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

資本金 15 億円(2026 年 8 月末現在)

主な事業 金融商品取引業・商品先物取引業

設立年月 昭和 23 年 1 月

当社に対す お取引のある本支店

るご意見・苦 または

情等に関する お客様相談室 電話番号:03-4216-1265

るご連絡先 受付時間:月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分

(祝日(振替休日を含む)、年末年始(12 月 31 日～1 月 3 日)を除く)

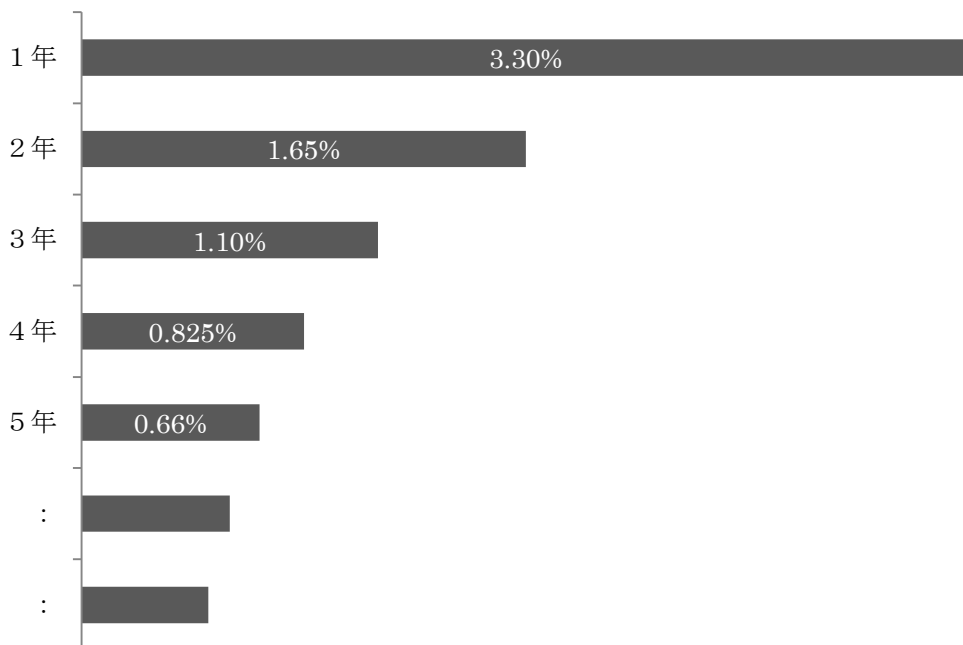
お申込手数料に関するご説明

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率】



※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

ファンドをご購入いただいた場合には、上記のお申込手数料のほか、管理報酬等の報酬およびその他費用等をご負担いただきます。

実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

※ 本目論見書補完書面の情報の作成主体は販売取扱会社であり、作成責任は販売取扱会社にあります。